



北海道

令和5年度人材確保
緊急支援事業

人手不足が深刻な業種の
道内事業所に就職で
就労者に奨励金等を支給

求職者用

人手不足が深刻な業種の道内事業所に就職する皆様に

令和6年3月31日までに対象職種に従事すると、

奨励金

10万円

さらに

移動費 10万円(実費上限)まで対象!

最大20万円!

道内外の就労者を奨励、道内事業者の人材確保を支援!

北海道の多様な優良事業者と、北海道の魅力・楽しみが待っている!

申請募集人数

500人

＼ 長期離職者の皆様 も、この機会をぜひ活用してください! ／

※離職期間1年以上の求職者を雇用した場合、審査の結果、雇用主に支援加算金が支給されます

留意事項

※勤務初日の早い日順で奨励金と移動費を決定します。奨励金、移動費は予算の範囲での支給となるため、申請が予算の範囲を超えた場合は申請いただいても奨励金、移動費は支給できませんので、あらかじめご了承ください。

※予算上限に達するまで電子くじによる選定を行う場合があります。

注意：労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、奨励金等は支給されません。

道内在住者又は道外在住者が、**人手不足が深刻な業種**の道内事業所において一定期間以上雇用された場合に、**就労者に奨励金を 10万円**（＋移動費実費上限10万円）、事業者に支援金10万円（**＋離職期間1年以上の者を雇用した場合10万円加算**）を支給します。〔1回限り〕

※移動費実費とは、航空券・JR料金等（引越費用等は含みません）

労働時間が20時間/週以上、31日以上雇用見込みあり、3週間につき10日以上勤務



※学校卒業後、正社員やパート・アルバイトなど就業経験のない方は対象となりません。

申請手続きの流れ

※申請はメール申請または郵送で！

希望の道内企業に応募



採用が決まったら道内企業で一定期間以上就労



審査申請

- ・HPから必要書類のダウンロード、若しくは事務局から郵送
- ・事業所・個人が記入・発送
- ・申請書類提出時（メール、郵送可）※押印書類（様式1）については郵送のみ（記入内容の確認等でメール送付は可）
- ・審査時（メール、郵送可）

必要書類を送付(審査)

支給申請に必要な情報の提出を してもらいます。

申請書類送付先

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3-1-6 札幌小暮ビル
7階「人材確保緊急支援事業」事務局 宛



審査後支給決定となれば指定した振込口座に奨励金等が **入金**



●申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

審査申請受付期間：**令和6年1月31日（水）～令和6年5月21日（火）**（当日消印有効）

※対象期間内で雇用契約を締結後、勤務初日が令和5年12月4日（月）～令和6年1月31日（水）までの場合は、3月31日までの提出となります。

様式はこちら

奨励金等支給申請書

奨励金等支給要綱

※参考様式はこちら

対象職種（24職種）

対象職種の詳細はこちら

※第4回改訂厚生労働省編職業分類中の下記

09.建築・土木技術者等 12.医師、薬剤師等 13.保健師、助産師等 14.医療技術者
16.社会福祉の専門的職業 19.教育の職業 34.営業の職業 36.介護サービスの職業
37.保健医療サービス 38.生活衛生サービス 39.飲食物調理の職業 40.接客・給仕
の職業 42.その他のサービス 45.その他の保安職業 52.金属材料製造等 54.製品

製造・加工処理 60.機械整備・修理の職業 60.機械整備・修理の職業 66.自動車
運転の職業 69.定置・建設機械運転 70.建設躯体工事の職業 71.建設の職業 72.
電気工事の職業 73.土木の職業 76.清掃の職業

奨励金の支給要件

● 就労者の皆さま

- ・ 令和5年12月4日（月）から令和6年3月31日（日）までに一定期間以上就労する
次の条件を満たす道内や道外に在住する方
- ・ 道外に在住する方：3週間につき10日以上勤務
- ・ 道内に在住する方：離職期間が1か月以上、労働時間が週20時間以上、31日以上の雇用見込みがあり、3週間につき10日以上勤務

● 北海道内事業所の皆さま

- ・ 労働基準法その他労働関係法令を遵守する者。
- ・ 道内に本店若しくは主たる事業所又は事業所を有する法人又は個人であって、
道内在住者又は道外在住者を一定期間雇用する事業者。

Q&A

対象者

 この奨励金・支援金を受けると他の助成金は受けられないのか？	+
 勤務先に宿泊施設などはあるか？	+
 年齢制限はあるか？	+
 ダブルワークは可能か？	+
 前職の経験を活かしてホテルのフロント業務（前職と同職種）での採用でも良いか？	+

市町村の職員が就職する場合は対象か？

+

対象職種の「45その他の保安職業」に駐車場誘導員は該当するか？

+

対象職種の「66自動車運転の職業」に宅急便などのルート配送員は該当するか？

+

ホテルの客室清掃は、対象職種の「76清掃の職業」で良いか？

+

人手不足の職種は他にもあるが、なぜ一部の職種だけが対象なのか？

+

対象職種に派遣で就業する場合は、対象となるか？

+

外国籍の方は対象となるのか？

+

道内企業に就職したが、就業場所が数日間道外であった場合は対象となるか？

+

申請

奨励金支給までどのくらいかかるか？

+

飲食店で調理も接客も両方に従事してもらう場合、従事する職種はどちらで申請したら良いか？

+

良い人材であった場合、雇用期間を延長する可能性があるが対象となるか？

+

就職者の押印はシャチハタでも良いか？また印鑑を持っていない場合はサインでも良いか？

+

企業等が記載する様式の代表者の印は、角印（社印）でも良いか？

+

「北海道内に主たる事務所又は事業所がある法人又は個人」とは具体的にどのような事務所又は事業所のことか？

+

以前より求人を掲載していた。今回採用した人を申請したいが該当するか？

+

📄 1社の企業にて複数の雇用者がいる場合も、企業は人数分の様式2が必要か？

+

📄 振込先口座がインターネットバンキングで通帳がない場合は、何を添付したらよいか。

+

📄 奨励金振込先は名義が申請者以外のものでもよいか？

+

📄 振込先の銀行をゆうちょ銀行にしたいがどう記載すればよいか？

+

📄 様式1（支給申請書）を提出後に氏名、電話番号、メールアドレス、住所に変更があった場合はどのようにすればよいか？

+

📄 「住民票の写し」とは、市町村から発行される住民票をコピーしたものでも良いか？

+

📄 「住民票の写し」の記載事項は何が必要か？

+

📄 勤務初日後2ヶ月以内の日付で審査書類を提出するとあるが、例えば令和6年3月1日から勤務した場合は令和6年5月1日で提出しても良いと いうことか？

+

📄 就労してから2ヶ月以上経ってから奨励金事業のことを知った。条件はすべて満たしているが、申請は受け付けてもらえるか？

+

📄 予算が無くなったら事業は終了するのか？

+

移動費用

🚗 移動費用を証する書類とは具体的にどのようなものか？

+

🚗 移動費用は道内から道内への移動費用も対象か？

+

🚗 移動費用を証明する書類は原本の写しでも可能か？

+

🚗 移動費用を証明する書類を紛失し再発行が難しい場合はどうしたらよいか？

+

 今回の就労以前（または就労そのものに関係なく）に移動した場合の費用は対象となるか？（例えば、令和5年11月に北海道に来ていて、令和5年12月4日以降に仕事が決まったケースなど）

+

 旅行中に北海道に立ち寄って働きたいので、レンタカー代やガソリン代は移動費用に含めてもよいか？

+

 支給申請書をすでに提出したが、急遽対象期間内に道外へ帰ることになり復路の領収証が準備できた。この場合移動費の申請は可能か？

+

 復路の移動費はいつまで対象か。

+

求人

 公共職業安定所、求人情報誌その他求人が掲載されていた広告媒体等とあるが、掲載されているWEB画面の写しでも良いか。

+

 ハローワークの求人情報に掲載されていない求人も対象となるか。

+

加算金

 「離職期間」とは、具体的にいつからいつまでの期間を指すのか。

+

 過去に雇用したことがある者を再雇用する場合でも、加算金の対象となるのか。

+

 学校等を卒業した後、一度も就職経験がない者は、加算金の対象となるのか。

+

 加算金の申請に必要な「雇用した者の離職期間が1年以上であることが分かる書類の写し」とは、具体的にどのような書類なのか。

+

 加算金の申請のみ行うことは可能なのか。

+

問い合わせ先

「人材確保緊急支援事業」 コールセンター

TEL : **050-3611-6664**

受付時間：月～金（10:30～19:00）、土（10:00～17:00） ※日曜・祝日や上記時間以外はメールで受付し、後日回答致します。

E-mail : **jinzaikakuho-winter@athuman.com**

申請書類送付先

「人材確保緊急支援事業」事務局

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3-1-6 札幌小暮ビル 7階

「人材確保緊急支援事業」事務局 宛

実施主体：北海道経済部労働政策局産業人材課 運
営：ヒューマンアカデミー株式会社